平成２５年（フ）第１２０６号
愛知県半田市東洋町２丁目46番地　県営半田住宅３棟203号
債務者　安東　千鶴（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３１号
愛知県大府市一屋町４丁目66番地　サンコーポラス共和４棟304号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１１号
名古屋市南区鶴里町１丁目50番地　ドミールカネハチ307号
債務者　布施二三夫
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０２９号
大阪府八尾市永畑町３丁目１番40―503号
債務者　濵　　裕美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８３１号
大阪市平野区喜連西２丁目11番57号、住民票上の住所千葉県松戸市竹ヶ花西町306番地の９　グーディッシュ松戸203号
債務者　伊藤晶湖こと　伊藤眞由美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０３１号
大阪市住之江区南港中５丁目５番37―410号
債務者　本田　英雄
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０７６号
大阪市住吉区帝塚山西４丁目14番16号　フォルテ帝塚山306号、前住所大阪市住吉区東粉浜３丁目25番20号
債務者　尾崎きく代
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０４号
大阪府吹田市五月が丘東10番８―402号
債務者　馬場　　薫
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３６号
大阪市城東区森之宮２丁目９番2320号
債務者　下田　稲子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６８号
大阪市城東区関目６丁目11番18―206号
債務者　中島　雅克
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７０号
栃木県宇都宮市下平出町480番地５　メゾンド吉田202、前住所栃木県宇都宮市下平出町474番地５
債務者　伊藤　　拓
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０９号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目12番地１　コーポクリーン長栄105
債務者　宮澤　　博
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１０号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目12番地１　コーポクリーン長栄105
債務者　宮澤　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２９号
栃木県さくら市草川62番地１　県営草川第２住宅３号棟31号室、前住所栃木県宇都宮市上田町918番地69
債務者　長嶋真由美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３３号
栃木県宇都宮市簗瀬町2344番地　すずらんⅥ１Ａ、前住所栃木県宇都宮市東宝木町７番１号　レジデンス山和Ｉ407
債務者　山道　邦雄（旧姓濵野）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５５号
岡山市北区清輝橋３丁目８番20号、旧住所岡山市中区平井７丁目５番25号宇治郷コーポ103
債務者　山﨑美貴子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部